

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市として とるべき方策を検討するにあたっての論点（試案）

1 目的(保護法益)をどうするか

市民の人権擁護：被害を受けた市民又は市民の属する集団の擁護

（論点と課題）

- ・ 本市が取り組むとするのであれば、国(法務局)が運営する人権侵害救済制度(人権侵犯事件)を補完するものとして、本市が基礎自治体として市民の人権を擁護する観点から取り組むものという整理が必要ではないか
- ・ 表現発信者(加害者)に対する措置よりも、人権侵害を受けた市民等を支援する仕組みづくりが中心と考えてよいか

2 「憎悪表現」の定義をどうするか

対象者、意図・目的、表現の内容

上記のいずれもが次の要件に該当する場合と考えてよいか

（論点と課題）

「対象者」の例 人種、民族、思想信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病
又は性的指向等属性を有する個人又は集団

- ・ 「人種差別」だけに限定する場合の合理的理由をどう説明するか

「意図・目的」の例 社会からの排除や権利・自由の制限を目的とする行為であり、
単なる批判や非難は対象外

- ・ 一定の集団に属する者の全体に向けられたものについても、個人の具体的な損害の発生の有無を問わず対象とするかの検討が必要ではないか。訴訟を提起する場合、具体的な損害が発生していない場合訴えの利益がないとして門前払いになる可能性が大きい

「表現の内容」の例 相当程度の侮蔑、誹謗中傷及び威嚇、脅威を感じさせるもの

- ・ いわゆる「ヘイト性」を何で、どう量るのか
- ・ 「侮蔑的」「誹謗中傷」「威嚇的」でないものは対象外と考えてよいか

表現の場所、方法など

次のとおりに考えてよいか

公共の場所(道路、公園、施設等)での行為

デモ、街宣

ビラの配布

ポスター、幕等の掲出

不特定多数の者の閲覧等

新聞、雑誌

インターネット動画サイト

DVD 等記録媒体の配布

(論点と課題)

- ・ 不特定多数の者に向けられた行為を対象とし、限定されたメンバーだけの集会等は対象外と考えよいか
- ・ インターネットについては、一自治体として、プロバイダーに対する削除指示等の規制の実効性を上げることは事実上困難である

3 措置の種類

規制的な措置(効果が間接的なものも含む)

- ・ 説示・勧告〔表現発言者に対する改善勧告〕
- ・ 表現発信者に対する本市施設の利用制限
- ・ 要請〔実効的対応ができる者に対し、必要な措置を要請〕
- ・ 通告〔関係機関に情報提供し、措置の発動を要請〕
- ・ 認識等の公表〔市の認識、表現発信者、行為の骨子内容の公表〕

救済的な措置

- ・ 援助〔関係機関の紹介、法律上の助言、訴訟費用の支援 など〕
- ・ 調整〔当事者間の調整〕
- ・ 告発〔犯罪に該当すると考えられる場合には刑事訴訟法による告発〕
- ・ 啓発〔人権尊重に対する理解を深めるための働きかけ〕

(論点と課題)

「規制的な措置」について

- ・ 現行法制度の下では表現の自由の規制につながるおそれ等があり、それぞれの措置について慎重な検討が必要ではないか
- ・ 本市施設の利用制限については、地方自治法との抵触の整理を行い、そのうえで各施設の条例改正(不許可理由の明文化)について検討することが必要ではないか

「救済的な措置」について

- ・ 国等ですでに実施している措置との関係整理、及び実効性の確保について、個別の措置ごとに課題整理することが必要ではないか。
- ・ 支援を行う場合、公益上の必要性についての検討が必要ではないか
- ・ 特に、民事訴訟費用の貸付など金銭を伴う措置の場合、その必要性や妥当性、制度の枠組みなどを整理し、住民訴訟リスク低減のための検討を行うことが必要ではないか
- ・ 民事訴訟を活用する場合、特定の個人への損害を特定しづらい場合の対応について整理検討が必要ではないか

4 措置の手続の枠組み

申請主義

すべての事例を捕捉することは困難なため申請主義を基本としてよいか

(論点と課題)

- ・ 委員会の職権による調査を実施することも可能とするのか

第三者委員会による審査

「合議制の第三者委員会(仮称)(以下、「委員会」という)」を設置し、委員会が個別の事案を調査・審議し、委員会の判断を受けて大阪市長が大阪市としての対応を決定する枠組みでよいか

(論点と課題)

- ・ 当事者双方(特に表現発信者)に調査に応じる義務を課すことについては、表現の自由の保障の観点から困難ではないか
- ・ 対象者からは委員会の調査への積極的な協力を期待できるが、表現発信者からは、たとえ任意のものであっても、こうした調査に応じること自体が負担であり表現の自由の制約であるといった主張がされるおそれがあるのではないか
- ・ 委員会及び市長の判断は公権的判断として拘束力をもつものではないので、表現発信者が協力に応じず、判断が下せない場合があるのではないか